

## 都市計画税の課税誤りについて

### 1 概要

都市計画税の課税区域外の家屋（令和3年から令和5年までに新築、増築等）に対し、誤って都市計画税を課税していた。

### 2 原因

都市計画税の課税区域の確認が不十分であり、その結果、誤った情報をシステムに入力したため

### 3 対象者数及び誤徴収額

(1) 対象者数 6者（うち1者は法人）

(2) 棟数 9棟

(3) 内訳

対象者	棟数	返還対象年度	誤徴収額（還付金）	還付加算金
A	4	令和4～7	6,715,000円	104,000円
B	1	令和6、7	27,200円	0円
C	1	令和6、7	8,600円	0円
D	1	令和6、7	1,600円	0円
E	1	令和6、7	200円	0円
F	1	令和7	1,700円	0円
合 計			6,754,300円	104,000円

### 4 対象者への対応

対象者に対し、令和8年3月下旬に訪問、電話等により謝罪を行い、同年4月17日に誤徴収額及び還付加算金の支払をした。

### 5 再発防止策

新築等の家屋調査時における所在地等の事前確認を徹底するとともに、確認体制を強化するため、今年中に固定資産管理システムの地図上に都市計画税課税区域図を作成し、地図データと課税情報を重ね合わせることで、視覚的に判定できるよう改善する。